

Web会議システムを利用した会議への出席について（案）

令和３年７月２０日  
秋田県総合政策審議会決定  
（令和８年 月 日一部改正）

秋田県総合政策審議会条例（平成１７年秋田県条例第９１号。以下「条例」という。）  
第７条の規定に基づき、Web会議システムを利用した会議への出席について、次のとおり定める。

第１条 会長は、必要があると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステム（以下「Web会議システム」という。）を利用する方法によって、当該委員を会議に出席させることができる。

第２条 Web会議システムを利用する方法によって審議会の会議に出席した委員は、映像又は音声の送受信ができなくなったときは、会議を退席したものとみなす。

第３条 前２条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、第１条中「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会に属する委員及び専門委員」と、第２条中「委員」とあるのは「部会に属する委員及び専門委員」と読み替えるものとする。

附 則

この決定は、令和３年７月２０日から施行する。

附 則

この決定は、令和８年 月 日から施行する。

Web会議システムを利用した会議への出席について（新旧対照表）

| 新  | 旧  |
|--|--|
| <p>第1条 会長は、<u>必要</u>が<br/>あると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができるシステム（以下「Web会議システム」という。）を利用する方法によって、当該委員を会議に出席させることができる。</p> | <p>第1条 会長は、<u>審議会の会議の会場に参集することが困難な委員</u>がある<br/>と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができるシステム（以下「Web会議システム」という。）を利用する方法によって、当該委員を会議に出席させることができる。</p> |